

鳥取大学児童文化研究会部則

設立 昭和 32 年 4 月 1 日

第一章 総称

第一条《名称》

本会は「児童文化研究会」と称す。

第二章 方針

第二条《方針》

「鳥取大学児童文化研究会」は、子どもの幸せを考えるという前提のもとに、個人の目的を尊重し、その相互理解、相互発展を目指す。

第三章 組織

第三条《部員》

- 資格：明確に意思表示し、かつ部員名簿に氏名を記載された三回生までを部員とする。三ヶ月以上、本会の活動に参加しなかった場合、部員の資格がなくなる。但し、以下を長期欠席（休部）の正当理由とする。
 - 健康などの理由により、長期にわたって休学している部員
 - 教育実習などの学校行事で、活動に参加できない部員
 - その他、部会において“活動が困難である”とみなされた部員また、退部届けを出した部員についてはそれを認める。
- 義務：部員は、部会および部会で議決された活動（公演など）に出席する義務がある。欠席の場合は、その理由を部長（役員）あての委任状をもって報告しなければならない。

第四条《役員》

- 本会は、以下の役員をおく。

幹部 三名（部長、副部長、議長）

班代表 四名（各班から一名）

2. 以下をその任務とする。

部長：本会の総責任者として、本会を総括する。

副部長：本会の総務を担当し、部長を補佐する。

議長：部会及び役員会において、議事を円滑に進める。また、部会において、役員会の報告をする。

班代表：役員を構成し、班の意見を役員会に反映させる。

第五条《書記・会計・会計監査》

本会は、書記、会計、会計監査をおき、以下をその任務とする。

書記：部会及び役員会において、議事を正確に記録する。

会計：部費を徴収し、本会の財政を管理する。

会計監査：本会の会計を監査し、部会において、その報告をする。

第六条《役員会》

(ア) 役員会は、部長及び中立の立場にある議長・書記で構成される。

(イ) 役員会は、部長が議長に招集を要請し、議長がこれを招集する。

(ウ) 役員会は、本会の活動方針を定め、活動計画を立てていく義務がある。但し、部員の意見は尊重し、部員からは討議の要請があれば、十分検討する。

第七条《分科会（班）》

1. 分科会（以下これを「班」と称す）は、児童文化についての特定の研究及び活動をする小集団である。

2. 部員は、いずれかの班に属し、各班に責任者をおき、班員全員の話し合いに基づいて活動する。

3. 班を新しく作る場合、または解散する場合は、部会の勝因を得なければならない。班が変わる場合も同様である。

第八条《係》

本会は以下の係をおく。

写真係（本会の活動における写真撮影・写真整理）

出欠係（部会における出欠確認）

OB連絡係（OB会の連絡・OB名簿作成）

第四章 部会

第九条《成立》

部会は、全部員の過半数の出席をもって成立する。

第十条《日程》

1. 部会は、毎週二回、水・金の 18 時から 20 時に開くことを原則とする。
2. 臨時に部会を開く場合、役員会がこれを必要と認めれば、議長がこれを招集する。

第十一条《議決》

1. 部会は最高議決機関である。
2. 議長は、全部員の三分の二以上の出席があり、出席部員の過半数で決する。
但し、賛否同数の場合は、議長が一部員として決するところによる。

第十二条《代行》

1. 部長が欠席の場合は、副部長がその任務を代行する。
2. 議長が欠席の場合は、部長がその任務を代行する。

第五章 選挙

第十三条《方法》

1. 選挙は、投票をもってこれを行う。
2. 選挙は、全部員の三分の二以上の出席をもってこれを行う。但し、欠席の場合は、委任状を必要とし、その委任状は全部員の一割を超えなければならない。信任の場合もこれと同様である。
3. 選挙の時点においては、全部員被選挙人であり、また立候補者もあくまでその一人である。
4. 立候補は認めるが、自分の意見を主張するだけにとどめる。
5. 白紙投票は認める。
6. 原則として得票数は公表しない。
7. 順序は以下のとおりとする。
 - (1) 告示
 - (2) 議長選出 一名（考慮期間を認める）
 - (3) 部長・副部長選出 各一名（考慮期間を認めない）

- (4) 書記選出 一名（考慮期間を認める）
 - (5) 班代表の承認 四名（議長・委任・書記に属さない人）
 - (6) 会計選出 一名（考慮期間を認める）
 - (7) 会計監査選出 一名（会計以外の人）
8. 選挙管理人は、旧役員がこれを認めるものとする。

第十四条《任期》

役員会構成員内及び会計、会計監査の選出期は9月とし、任期は1年とする。但し、班代表に関しては、班の事情を考慮し、例外を認める。

第十五条《兼任》

原則として、役員会構成員内での兼任は認めない。

第十六条《補欠》

役員会構成員内及び会計、会計監査に欠員が出た場合に限り、補欠選挙を行う。

第十七条《罷免》

役員会構成員及び会計、会計監査の罷免は、全部員の三分の二以上の出席があり、出席部員の三分の二以上の同意によるものとする。但し、欠席の場合は、委任状を必要とする。

第六章 会計

第十八条《会計》

本会の活動経費は、部費、その他の収入によるものとする。

第十九条《部費》

1. 部費は、部員一人当たり年間三千円とする。
2. 部費は、会計が徴収した際、支払うことを原則とする。

第二十条《監査》

会計監査は年一回、役員交代の行われる9月に、旧役員が行う。

第七章 備品及び部室

第二十一条《備品》

本会の備品を個人、分科会（班）で借用する場合は、「貸し出しノート」に記入しなければならない。

第二十二条《部室》

部室に関する諸規則は、「鳥取大学三浦地区課外活動部室使用規則」による。

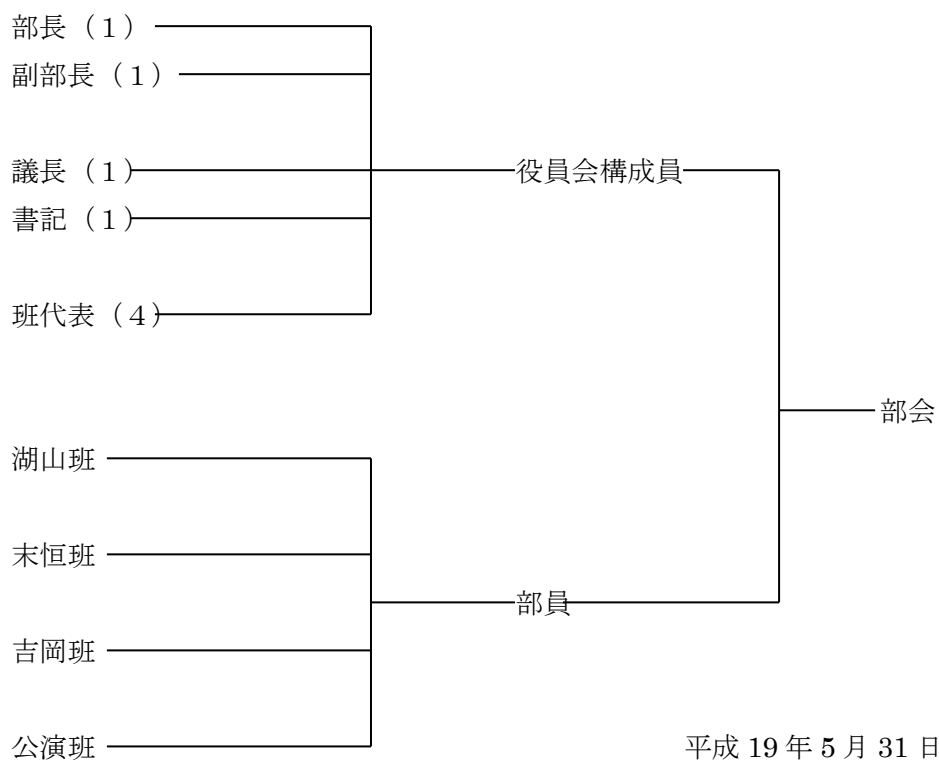
第八章 改正

第二十三条《改正》

この部則の改正は、全部員の三分の二以上の欠席があり、出席部員の三分の二以上の同意によるものとする。但し、欠席の場合は委任状を必要とする。

鳥取大学児童文化研究会組織構成図

() 内は定数



平成 19 年 5 月 31 日 現在